

第 695 回

東京都青少年健全育成審議会

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

平成 30 年 5 月 14 日（月）

午後 3 時 31 分開会

○青少年課長 それでは、本日の傍聴人をご案内します。本日の傍聴人は 4 名となっています。
それでは、傍聴人を案内いたします。

(傍聴者入場)

○青少年課長 会が始まる前でございますが、青少年対策担当部長は、本日、欠席となります。
ご了承ください。

それでは、審議会を始めさせていただきます。

会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから、第 695 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。
お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

まず、議事の 2、条例に基づく事務の施行経過等について、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。

次第と書かれております資料の 1 ページをご覧ください。前回の審議会以降の 4 月 9 日から 5 月 13 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。不健全図書類の指定につきましては、前回審議会のご意見を踏まえまして、2 誌を答申どおり指定図書類とすることを決定いたしました。4 月 12 日にプレス発表、店舗等への通知を行い、4 月 13 日に告示いたしました。また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶファミリールール講座を 62 回開催いたしました。立入調査等の結果につきましては、後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、5 月 9 日に、出版業界自主規制団体との打合会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は、自主規制団体からの聴き取り結果としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

また、資料 2 ページから、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、4 ページには、過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。不健全図書については、過去 1 年間以内に不健全指定を 6 回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象者は今月もございません。

続いて、5 ページをご覧ください。こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育

成協力員の環境浄化活動の4月分の状況でございます。平成30年4月までに委嘱しております協力員は312名です。4月の活動者数は11名、調査店舗数は29店舗でございます。確認する図書類は、不健全図書として指定した図書である不健全指定図書類、成人向けなどの成人マーク付きの図書類の表示図書類、コンビニなどで販売されている、青い半透明のシールでとめることで、青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の類似図書類の3種類です。この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しています。

まず、不健全図書として指定した図書類を不適切に販売している店舗はございませんでした。表示図書類を販売している店舗のうち、1店舗において区分陳列が適切になされておりました。類似図書類について問題がある店舗はございませんでした。青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗は1店舗ありました。

次に、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査状況をご確認ください。協力員により、不健全図書に関する通報があった書店が、3月に1店舗ございました。4月に入り、こちらにつきましては立入調査を行いました。通報どおり、該当図書が区分陳列等がされていなかったという状況にありましたため、条例を遵守するように指導している次第でございます。それ以外の表示図書類等の不適切な状況についても、今後、職員による立入調査を行い、指導を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次の6ページには、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載しております。1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が4店舗、表示図書類の取り扱い不適切が1店舗、類似図書類の取り扱い配慮なしが1店舗ございました。2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示図書類の取り扱い不適切が3店舗ございました。3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年制限掲示が1店舗において不適切でした。4番目の表、古物商への立入調査においては、問題がある店舗はございませんでした。問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を遵守するよう指導いたしました。

続いて、7ページをご覧ください。こちらは、雑誌、ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届出等の施行状況でございます。図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め、届け出をすることとなります。①は、4月末現在の区市町村別届出箇所・台数一覧でございます。設置箇所数は18カ所、設置台数は

43台で、先月から1カ所12台の減となります。自動販売機立入調査については、1台調査を行ったところ、問題があるものはございませんでした。

次に、8ページから10ページにかけて、協力員の活動報告等の類型を記載しております。本日は、あわせて昨年度の累計につきましても、(参考)平成28年度累計、平成29年5月配付として配付しておりますので、また、比較などでの参考にご覧いただければというところがございます。

まず、8ページでございますけれども、平成29年度東京都青少年健全育成協力員による環境浄化活動の累計を載せてございます。数字として昨年度に比べまして変動がございますのが、「類似図書類がある」とした店舗が700店舗ほど減少したということになっております。具体的な理由については明らかになっておりませんが、こちら、減少したものには何らかの原因があると考えられるところではございますので、今後の変動状況などを含めて注視して、その原因などについて探っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、9ページ目でございますけれども、平成29年度立入調査等の実施状況の累計を載せてございます。こちらにつきましては、全体的に調査店舗数が伸びているところでございます。こちらは、職員につきまして、効率的に立入調査等を行うよう業務改善を図って結果というところでございまして、今後も鋭意、条例の施行というのを確実にしていくため、適宜立入調査をしっかりと実施していきたいと考えているところでございます。

次の10ページでございますが、平成29年度自動販売機届出状況等の累計につきましては、こちら、廃止が一定数出てきて、数が少しずつ毎年度減ってきているというところではございますけれども、こちらについては、特筆すべき点というのは特にございませんでした。

条例に基づく事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 説明をありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

では私から、1点ですが、本日、8ページで、この平成29年度の報告累計ということで、毎月、ご報告をいただいているわけですが、これの1年間のまとめができたということで、前年度結果のまとめを本日ご報告されたわけでございますね。

○青少年課長 はい、そのとおりでございます。

○会長 類似図書類が700件減少したと。それは、ここの上段の表の類似図書類、有(2,928)と書いてございますが、これに700を足したものが前年度だったということでございますか。

○青少年課長 はい、そうしたところでございます。

○会長 これが700件減少した理由ははっきりとはわからないけれども、今後、注視していくということのご説明でございますか。

○青少年課長 はい、そのとおりでございます。シール止め誌を置く店舗の数が大幅に減っているというところがございます。こちら、もしかするとではあるんですけども、例えば、そのコンビニエンスストアのシール止め誌につきましては、昨今、コンビニエンスストア自身を取り扱わないという話が、あったというところから、もしかするとその影響で大幅に減少したのかもしれないというところではございますけれども、こちらについては、あくまでも推測にすぎませんので、事実をちょっと確認した上で、場合によっては、余りにも極端に減るという場合には、また、それにつきまして何らかの対応策というのが必要かどうかというところも含めまして、いろいろ考える必要があるかなと事務局としても考えているというところがございます。

○会長 そうですか。社会情勢のいろいろな変化を受けての減少かもしれないということで、今後も注視していかれるというご説明だったわけですね。

○青少年課長 はい。

○会長 どうもありがとうございました。

ほかにご質問等いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、ご質問がございませんので、次の調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退室をお願いいたします。

(傍聴者退場)

○会長 それでは再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、本日の諮問事項について、ご説明いたします。

皆様のお手元の資料のうち、調査・審議事項と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

まず、2誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。調査・審議事項と記載さ

れております資料の1ページをご覧ください。こちらに記載されました図書類は、平成30年4月2日から、4月27日までの間に、都内のコンビニ、書店等で、青少年が容易に手にとり閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計131誌のうちから、8ページ、9ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。今回、諮問する図書類は2誌でございます。

1誌目は、図書名が、ジュネットコミックス333、ピアスシリーズ518、『心肺停止から始まる恋もある♥』。平成30年4月15日に、サン・メディアレップ株式会社より発行されております。過去1年間の指定実績は1回となっております。

2誌目は、図書名が、『ムーグコミックス ビーエフシリーズ 異常愛執淫靡録1』。平成30年4月27日に、ロングランドジェイ有限会社より発行されております。過去1年間の指定実績は1回となっております。

2誌とも、該当箇所につきましては、全編大部分でございます。該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号、イ・ロ。著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。購入場所は書店でございます。本審議会の諮問に先立ちまして、5月9日に、自主規制団体から意見を聴取して、3ページ、4ページに取りまとめてございますので、ご覧ください。

まず、資料3ページ目の図書名1『心肺停止から始まる恋もある♥』につきましては、指定やむなしの意見が10名で、その主な内容は、「体液、擬音が露骨すぎ、また、多すぎる。性交時の描写がリアルで激しく、性器も白抜きであるが、無修整に近い。卑わい感が非常に強く、青少年には不向きである。指定該当。」などでございます。指定非該当は3名で、その主な内容は、「男性同士のBL作品でマニアックな内容であること、また、性器の修整も大きく人格否定や暴力的な描写がないことなどから青少年の健全な育成を疎外するほどとは捉えられない。指定非該当。」などでございます。

なお、保留の方が2名おられました。

資料4ページ目の図書名2『ムーグコミックス、ビーエフシリーズ 異常愛執淫靡録1』につきましては、指定やむなしの意見が13名で、その主な内容は、「擬音、体液の描写が激しい。男性器、肛門の修整が不十分で、ほぼ見えていて卑わいな感じを与えている。電車での痴漢、強引な性交、監禁、器具の使用、首輪等の拘束具の使用など人格を否定する性的行

為も描かれている。指定該当。」などでございます。指定非該当は1名で、その内容は、「登場人物が高校生の上、描き方がさらに幼いため、青少年に卑近な話ととられがち。性器は一度描いて白い帯で消すという手法で描いていて、よく見ると性器が描いてあるとわかる。肛門もわかる程度に描いている。擬音、体液も細かく多く描かれている。だが、性器の白い帯が多く、判別しにくい上に擬音、体液は細かすぎて絵を見にくくしており、全体的に何が描いてあるのかわかりにくい。猥褻もあるのだが、コミカルで卑わいというより笑ってしまう。一部性器に修整の甘いものもあるが、幼児の性器の、幼児の性器のような絵で卑わい感はない。以上から、卑わい感のある作品とは思えない。」でございます。

なお、保留の方が1名いました。

不健全図書類指定の諮問については以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問はございますか。

特によろしければ、審査に入っていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

(図書審査)

○会長 そろそろよろしゅうございますか。

それでは、図書をご覧いただいたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。それでは、B委員、お願いをいたします。

○B委員 2誌とも指定でお願いします。『心肺停止から始まる恋もある♥』。これは、めくると最初に首つり自殺から始まっていますが、また一方でコミカルなところもありました。しかしながら、性描写が多く、青少年には、著しく性的感情を刺激すると思えます。

もう一つの『異常愛執淫靡録1』は、もう表紙から性的描写で健全ではないなど。2誌とも指定でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

I委員、いかがでしょうか。

○I委員 2誌とも指定でお願いします。以上です。

○会長 H委員、いかがでしょうか。

○H委員 私も、2誌とも指定でやむなしと考えます。2誌目の第6話は全くこういった性描写がないので、こちら側を目指されたらどうかなと思うんですけども。

○会長 これは本当に特徴的で、全編大部分ということでしたが、最後の章というのは性描写

があまりないんですね。描き手が違うわけでもないですかね。

○青少年課長 描き手が違うわけではございませんでして、一応、こちら、本書に掲載された作品というのは、全て一つに連続した内容というところがございます。要は、性描写があまりない章も含めて、ストーリーはちゃんとつながっています。アンソロジーというような形のいわゆる、いろんなどころから寄せ集めてきたというものではないのです。6話も、アフターストーリーとしてそのままつながっているものですので、全編大部分という形で諮問しました。

○会長 ありがとうございます。

中崎委員、いかがでございますか。

○中崎委員 2誌とも指定でお願いいたします。

○会長 西尾委員、いかがでしょうか。

○西尾委員 2誌とも指定該当でお願いいたします。1誌目につきましては、擬音、体液の描写が激しいですし、性器は白抜きということでも形状がわかるということで卑わい性が高い。2誌目についても、痴漢行為などの人格否定の描写も加わっているということで、該当だと思えます。

○会長 はい、ありがとうございます。

E委員、いかがですか。

○E委員 2誌指定該当だと思います。以上です。

○会長 F委員、いかがでしょうか。

○F委員 1誌目は全体、全編に卑わい感が非常に強く、指定該当やむなしと。2誌目のほうも、人格否定、あと、修整もほとんどされてないというところも見ますと、指定該当やむなしとっております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

A委員、お願いいたします。

○A委員 私も、2誌とも、指定やむなしと思います。1誌目のほうは、やはり性器は白抜き修整していますけれども、それ以外に擬音とか体液の描写が非常に多いということが問題だと思いますし、2誌目のほうは、性器の修整が甘いというか、描いたものを縞で修整しているような形で、修整が甘いと思います。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。

J 委員、いかがでしょうか。

○J 委員 私も、2誌とも指定でお願いしたいと思っております。皆様と両方とも同じ理由です。1誌目のほうは、せつかくストーリー性はあるんですけども、非常に性的な描写が多いので、そちらを描くためにこのストーリーを組んでいるのかなというふうに捉えられてしまうのはもったいないな思いました。2誌目のほうは、ほとんど修整しないというところですね。指定該当というふうに考えております。

○会長 ありがとうございます。

副島委員、いかがでしょうか。

○副島委員 私も、2誌とも指定でお願いしたいと思います。1誌目につきましては、非常に性的な描写が連続しておりますし、2誌目につきましても痴漢行為などの記載があり健全育成にはふさわしくないというふうに考えてございます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 私も、2誌とも指定が適切と考えます。1誌目は、擬音、体液の描写が多く、卑わい感が非常に強いという点です。2誌目は、性器の修整が甘く、擬音、体液の描写も激しく、また多いということで、2誌とも指定が適切ではないかと考えます。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。

D 委員、お願いいたします。

○D 委員 今回も、2誌とも打合会のメンバーが過半数どころか、圧倒的に区分陳列にすべきだということで賛成しているんですね。両誌ともに言えるんですけども、やっぱりストーリーの暴力性で、修整がなされていないことと、体液とか、擬音とか、極端な性交渉シーンが多過ぎます。2誌目には獣姦みたいなシーンが出てくるんですけども、こういうテーマで表現する以上は、これは区分陳列はやむを得ないだろうと判断をいたしました。2誌とも区分陳列でお願いしたいと思います。

○会長 はい、ありがとうございました。

K委員、お願いいたします。

○K委員 私も、2誌とも指定該当やむなしと思うんです。体液とか擬音の描写がすごく多くて、修整も形状がわかるような白抜きで、白抜きでというのはすごく卑わいな感じがするんですけれども。打合会の意見聴取には「全体的にコメディっぽくバカバカしい展開」だけだと書いてありますけれども、遊び感覚で、すごく刺激が強いです。2誌のほうは、まずは本当に擬音が多過ぎます。体液の描写も激しいですし、レイプに近い性交が明らかに見えていますし、青少年には不向きでありますので、指定でお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございました。

G委員、いかがでしょうか。

○G委員 両誌とも区別陳列をお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

古郷委員、いかがでしょうか。

○古郷委員 2誌とも指定で、区別陳列をお願いしたいと思います。皆様と同じですけれども、1誌目は、やはり修整されているけれども、擬音、体液の描写が多いということで、卑わい感がする。2誌目につきましては、修整が甘く、あと、人格否定があるということが該当すると思います。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。

森山委員、いかがでしょうか。

○森山委員 2誌とも指定していただきたいと思います。両方とも修整等がやっぱり甘くて、卑わい感が非常に強いと思います。区別陳列をしていただきたいと思います。

○会長 はい、ありがとうございました。

C委員、いかがでしょうか。

○C委員 私も、2誌とも指定該当でよろしいかと思います。皆さんと同じ意見ですけれども、1誌目は体液の描写ですとか擬音の描写が多くて、非常に卑わい感を高めているということ。それから、2誌目は人格否定をするような性行為が大変多く出てまいりますので、該当でよろしいと思います。

○会長 はい、ありがとうございました。

会長代理、いかがでしょうか。

○会長代理 いずれも成人コーナーで陳列されるべきもので、指定やむなしかと思えます。

○会長 ありがとうございます。

私も、2誌とも区分陳列がふさわしい図書というふうに考えます。やはり、1誌目は、性液の修整が非常に甘く、卑わい感があること。2誌目は、特に学校を舞台にしているもので人格否定的な場面も非常に多いことから、区分陳列がふさわしいと考えます。

委員の皆様、いずれも、2誌とも条例で指定すべきというご意見でございます。そのように答申させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

では、次の優良映画のご説明に入っていただきたいと思えます。

○青少年課長 それでは、続きまして、優良映画の推奨について説明いたします。

まず、資料 11 ページに、優良映画等に関する推奨に関する条例等を記載しております。それぞれの映画が、条例施行規則一号から六号のいずれかに該当するものであると推奨することとなっております。

では、諮問の内容について紹介いたします。資料の 12 ページをお開きください。諮問第 1102 号でございます。本日は 3 作品を諮問いたします。まず、それぞれの映画を紹介させていただきます。

まず、作品名は『子どもが教えてくれたこと』。制作者名はエドゥアー・ド・ヴェジンヌ。公開時期は平成 30 年 7 月 14 日から、シネスイッチ銀座での公開を予定しております。

事務局といたしましては、11 ページの条例規則第 2 条の推奨基準に照らし合わせまして、13 ページの下段のとおり第三号に該当し、対象区分は中学生以上の対象と考えているところでございます。

対象区分を中学生以上としましたのは、病気や医療に関する用語がやや難しく、内容を理解するためには、ある程度の知識と語彙力が必要であると判断したからでございます。

また、当作品の日本語吹きかえ版の上映も予定されております。

続きまして、2 作品目でございますけれども、作品名は『海を駆ける』。制作者名は 2018 “The Man from the Sea” FILM PARTNERS。公開時期は平成 30 年 5 月 26 日から、テアトル新宿ほかでの公開を予定しております。

事務局といたしましては、11 ページの条例規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、16 ペ

ージの下段のとおり第四号に該当し、対象区分は高校生の対象としました。高校生としたのは、描かれている自然は美しく、自然に対する畏怖、畏敬の念を感じ取ることで感性を磨くことができる作品ではありますが、考えさせるストーリーであるものの、抽象的・比喩的な描写が多く、理解することが難しい内容であると判断したところでございます。

なお、当作品は外国語の部分もございますが、日本語吹きかえ版の上映は予定しておりません。

次に、3作目でございますけれども、作品名は『羊と鋼の森』。制作者名は2018『羊と鋼の森』製作委員会。公開時期は平成30年6月8日から、TOHOシネマズ日比谷ほかでの公開を予定しております。

事務局といたしましては、11ページの条例規則第2条の推奨基準に照らしまして、19ページの下段のとおり第三号、四号、六号に該当し、対象区分は高校生以上の対象としました。推奨基準に第六号「前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するもの」というのを加えました理由は、事務局の中で、青年が夢を見つけ、社会にもまれながら成長していくさまをみずからの姿に重ね、共感することができる。挫折や葛藤などある中で新しい目標を持つシーンなどは、青少年が直面するであろう状況と重なるなどの意見があったため、特につけ加えたというところでございます。

以上でございます。

なお、対象区分につきましては、補足で説明をいたします。対象区分を分けることで大きく変わるのは、推奨した後の周知方法に違いが出てくることでございます。例えば、中学生以上となった場合につきましては、中学生、高校生にこの映画を推奨しましたということで、はがき等で通知を送ることとなっています。そこに、小学生高学年というものが入りますと、こちら中学、高校だけではなくて、小学校に対しましても通知を送ることになってございます。

また、推奨する上で、どの号が該当するかにつきましては、いずれかの号に該当するのかというところですので、この場でご確認をいただきますが、公のプレス資料には、具体的な該当基準の号は記載しないという運用になっております。

以上でございます。

○会長 はい、それではご説明ありがとうございました。

まず、ただいまの説明についてご質問等がございましたら、この段階でお願いをいたしま

す。

- I 委員 今回、3件と多かったので、申請があったものの全部がここに出てきているのか。それとも、事前に事務局が見た上で選抜されたものがここに出てきているのかというのをまず確認したいです。次に、例えば『海を駆ける』ですと、中学生、高校生で対象区分の申請が来たけれど、事務局としては高校生にしました、ということでした。また、『羊と鋼の森』の方は、申請では該当項目が四号しか丸がついてなかったんですが、三号と六号にも該当するんじゃないか、ということでした。事前に事務局で内容を判断した上で、諮問の区分や号を決める、という仕組みなのか教えてください。また、この推奨の決定をするに当たっては、ここでの多数決で決まるという理解でよろしいのでしょうか。最後に推奨理由が書かれた文書は事前にもらえないのでしょうか。映画の中には難しい表現があるものもあり、試写を見る前に何を基準に見ていいのかわからない場面がありました。以上です。
- 会長 では、I 委員から4点ご質問がございましたので、4点について、どうぞご回答をお願いいたします。
- 健全育成担当課長 まず、1点目の事務局で選抜したものかどうかというところですか。まず申請前に映画会社より相談がございます。その中で、例えば公開する映画館が全く決まっていないとか、いつから公開かわからないといった場合については、それが決まってからにしてくださいということをお願いします。
- 会長 相談の段階で、その映画の実施計画がしっかりされているかどうかをまず見るということですね。
- 健全育成担当課長 はい。それから、私どものほうで、映画の内容を確認いたします。その中に都が推奨するにあたってふさわしくない内容があった場合には、諮問しないものもございます。
- 会長 まず、この点はよろしいですか。
- I 委員 はい。
- 会長 では、2問目のご回答をどうぞ。
- 健全育成担当課長 学齢の区分でございますけれども、申請に関しては、あくまでも参考といった形でございます。まず、私どものほうで見て諮問する際に、小学生、中学生、高校生が、見て理解できるかとかふさわしいかといったところを判断して、諮問には、該当する学齢を記載した上で諮問させていただいております。

○会長 申請者が中学生以上と、例えば丸をつけて申請書を出してきたと。しかし、日本語吹替版がないとか、内容が余りに比喩的、高度的で、中学生では理解できないと事務局が判断した場合などは、諮問するに際に対象区分の変更を事務局として決定していると、そういうご回答ですね。

○健全育成担当課長 はい。

○会長 新しい委員の方もおられますから、対象区分について再度確認いたしますが、中学生を対象とした場合は、全中学校に通知を出すことになるのですね。

○健全育成担当課長 はい。

○会長 高校生以上となった場合は都内各高校に周知する、ということになるのですね。

○健全育成担当課長 はい。説明を追加いたしますと、学齢の区分につきましては、委員の皆様に見ていただいて、こちらのほうがいいのではないかというご意見をいただければということでございます。それから、該当号につきましても同様でございます。申請があったものをそのままではなく、私どもで見たときに、意見として何号が該当するかといったところで、諮問する際の該当号を決めさせていただいているものでございます。

○会長 では、2問目のご回答よろしいですか。

○I委員 はい。

○会長 では、次の質問をお願いいたします。

○健全育成担当課長 事前に推奨理由を確認したいというお話については今後、検討させていただきます。

○I委員 分かりました。最後に推奨するかどうかというのは多数決になるのでしょうか。

○健全育成担当課長 はい。審議会につきましては過半数で推奨となります。

○会長 条例第24条の第2項で「審議会の議事は、出席した委員（会長である委員（第22条第3項の規定により会長の職務を代行する委員を含む。）を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」ということで決められております。

○会長 そうしますと、本日は、19名の方がご出席でございますね。

○健全育成担当課長 はい。会長を除きまして18名ということになっております。推奨該当9、非該当9ということになりますと、会長の決するところによるということでございます。

○会長 分かりました。

○I委員 事務局で判断する際の審査基準はありますか。

それと、今の多数決のほうにかかわるんですけど、例えば、中学生もいいんじゃないかという意見がここで出たときにはどうやって決めるんですか。

○会長 今までは 中学生のほうがいいと思う方、手を挙げてくださいますとかいう形で対象区分についても委員のご意見を伺って多数決で決めておりました。審査基準の件は事務局からお願いします。

○健全育成担当課長 事務局の判断が恣意的にならないために、審査基準はあります。

○青少年課長 今持って参りまして後ほど読み上げさせていただきます。

○会長 そうですね、はい。

優良映画の推奨についていいご質問をいただきました。4月から新しく委員になった方もおられますので、過去の状況を含めて少しご説明させていただきますと、優良映画の推奨については、昨年是一年間で3件、その前の年は4件の推奨でございました。推奨数は少ない状況でした。今年2月にG委員からのご提案があって、事務局が改めて各映画会社にこの青少年健全育成条例上の推奨の制度があるということを周知されましたところ、非常に多くのご申請をいただいているところです。今まで当審議会は不健全図書指定についての審議が中心でしたが、これからは、多くの映画について申請を頂戴するようになるかもしれません。そのときに、できるだけ開かれたルールで審議していくということは大事な事だと思いますので、ご意見の取り方とか、情報を共有していきたいと思います。

お時間も押しておりますので、早速ご意見を頂戴してまいりたいと思いますけれども、これまでは推奨映画の一つ一つについて、個別にお諮りしてまいりましたが、今後は件数も多いことから一括してご意見を発表していただきます。まず、諮問順に、推奨に値する、値しない、それから対象年齢は事務局案でよい、事務局案を修正したいというご意見を順次いただいきたいと思います。そのとき、理由についても述べていただければと思います。

そして、大事な事なのですが、ご意見を発表されましたのちでも、後に発表された委員の意見をお聞きになって、それまでのご意見を修正されることも自由でございます。委員の皆様とのディスカッションによって結論を得ていくような形にして参りたいと思っておりますが、このような方式で委員の皆様、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 ではここで、今、事務局から先に事務局の審査基準について読み上げてもらいます。

○青少年課長 我々が事前審査を行っているときの審査基準を読み上げます。これからご説明

する基準に従いまして、事務局で審議会に推奨映画として諮問するかどうか、個々に判断いたしております。

一つの基準といたしまして、まずは、条例施行規則第2条の1号「1 青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるものである。」など第2条の各号いずれかに該当する内容か、確認しております。

続きまして、青少年を健全に育成する上で有益ではない内容が含まれていないかどうか、という基準を設けておりまして、こちらを確認するということしております。

一つ目は、「条例8条第1項第1号・第2号に該当する内容を含まないかどうか」についてです。条例第8条1号・2号といたしますのは、いわゆるこちらの不健全な図書類等の指定と同じ基準でございます。

続きまして、内容が、「道徳教育に反しているもの」、「特定の価値観及び理念等を誇張している」、「特定の儀礼等を主としている」、「特定の主義及び主張等をもった団体、特定の政治団体、特定の宗教及び宗教団体等の宣伝及び賛美等を主としている」、「営利活動を助長するおそれがあるもの」、「そのほか、不相当と認められるもの」、それぞれ7項目について確認しております。

○会長 はい、ありがとうございました。

それでは、この段階でご質問等よろしゅうございますか。

では、順次ご意見を伺ってまいりたいと思います。

B委員からお願いをいたします。

○B委員 では、まず、『子どもの教えてくれたこと』。これは大変良い作品だと感じ推奨に賛成です。対象区分については5歳の男の子が言っている「おなかにいたときから、僕は病気をもらった」などは、小学校の高学年でもわかる内容だと思います。

○会長 これは吹替え版がある作品という理解でよろしいですか。

○青少年課長 はい。

○会長 分かりました。では、小学校の高学年からということですね。

○B委員 はい。

○会長 『海を駆ける』はいかがですか。

○B委員 『海を駆ける』は、今まで幾つか観た中と比べて青少年に見せるには難解だと感じました。ディーン・フジオカなど有名な俳優は出ていましたが、ボランティアをしている、

お母さん役の鶴田真由や若い4人の結末が明確には描写されておらず、結末をどう解釈して良いのか気になる内容で、青少年に推奨するには難しい内容だと感じましたので、推奨には反対です。

○会長 わかりました。

3作品目はどうですか。

○B委員 こちらは賛成です。中学生以上の推奨でも問題ないかと思いますが。

○会長 申請者は高校生からという対象区分で申請しておられますが、申請者の意向を尊重した方が良いというご意見はありますか。

○G委員 より対象者を広げたほうが良いと思えば、良いと思いますが。

○会長 事務局としてのお考えはどうですか。

○青少年課長 条例の中で、特にそれについては制限していないというところですので、他の項目も含めて審議の結果を尊重して、という形になると思います。

○会長 なるほど。わかりました。

では、申請者は対象区分を高校生としているということを踏まえつつも、B委員のご意見はいかがですか。

○B委員 はい。調律を通しての家庭のあり方とかそういうのを学ぶことができますので、中学生以上推奨でお願いします。

○会長 わかりました。

I委員、いかがでしょうか。

○I委員 最初の『子どもが教えてくれたこと』。これは推奨でお願いいたします。理由としては、懸命に生きる姿が愉快で、あとは家族とか友人のかかわり方というものもすごく勉強になることだったかなというふうに思います。

『海を駆ける』は私も、難解だと感じました。私は、最後の結末に関しても畏敬の念なんだということを、2日ぐらい考えて意味がわかったような状況です。

○会長 海の持っている生命を育む力と、津波などで人の命を奪っていく怖さなど、そういう海そのものの象徴した映画でしたね。

○I委員 じっくり時間をかけて考えれば理解できそうだとわかるんですけども、単純に、描かれた表現を捉えられてしまうと、自然に対する畏敬の念までは理解できない内容かと思いました。そういう点で私は推奨できないかな、というふうに思います。

○会長 はい、わかりました。

○I委員 あと、最後の『羊と鋼の森』なんですけれども、私なんかは全く、最初は、その調律とかわからなくて、自分でもちょっと難しいかなと思ったんですけど、その中である葛藤なんかは、ほかの分野で頑張っている部分とかでもすごくわかるところだったし、同じように中学生ぐらいからぜひ観てほしいなというふうな作品だと思いました。

はい、以上でございます。

○会長 では、確認しますが、I委員は、『子どもが教えてくれたこと』の対象区分は中学生からでよろしいですか。

○I委員 こちらは小学生高学年からでお願いします。3作品目の方は中学生からでお願いします。

○会長 中学生からですね。

H委員はいかがでしょうか。

○H委員 一番最初の『子どもが教えてくれたこと』は、非常に、難病を持ちながら家族の愛や友情等を糧にして、懸命に生きている子供たちの姿が印象的で、こちらは推奨賛成です。小学校高学年ぐらいからでも理解できると思います。

『海を駆ける』は、私も難しい作品だと感じました。自然の脅威である津波を象徴しているものだと思いますが、難しかったですね。広く青少年に対して推奨する作品ではないと思いました。

あと、3作品目のほうは、演奏なども迫力があって、よかったと思います。これも、中学生以上推奨でお願いします。

○会長 はい、ありがとうございます。

中崎委員、お願いします。

○中崎委員 1作目の『子どもが教えてくれたこと』については、子供たちが自らの病気を理解して、淡々と語る場面とか、些細なことに皆で喜んだりとか、そういう健気に前向きに生きているという姿が演技でないだけに、強い感動が与えられるのかなと思って推奨でお願いしたいと思います。対象は、皆さんのご意見にあったように出演している子供たちの年齢等を考えれば、小学生高学年からでもいいのかなと思います。

2作目の『海を駆ける』。これについても推奨でいいと私は思いました。不思議な青年を通して、自然、特に海や川、水の恵みとその恐ろしさを描いている作品でした。水や自然とい

うのは人を助けることもあるけれど、ときには理不尽に命も奪うこともあると、そういったことを警告しているのだという意味で、推奨に値する映画だと思いました。なお、諮問の対象の条項にはないのですが、考えさせられる内容であったため、申請にあった規則の五号、「青少年の思考力、批判力又は観察力を養うもの」も、考えるという意味で対象号に追加していいと思いました。

3点目、『羊と鋼の森』の関係ですけど、ピアノの調律師という珍しい職業を題材としているということで、その繊細さをうまく表現していると思いました。また、青年が仕事にひたむきで、こつこつ頑張ると、そういう姿には、共有できるところが多いと思いました。音と映像もすがすがしくて気持ちよかったです。これも推奨でお願いしたいと思います。

○会長 はい。

○中崎委員 対象年齢は事務局案どおりでいいと思います。

○会長 高校生ということですね。

○中崎委員 はい。

○会長 はい、わかりました。

では、西尾委員、お願いいたします。

○西尾委員 まず、『子どもが教えてくれたこと』につきましては感銘いたしました。大変な疾病とか難病を抱える子供たちが、みずからナレーションをして、それが非常に自然な形で伝わってくる。本当に、治療とか措置の画面が本当に痛々しいんですが、前向きに子供たちが、いろいろなことを話す、夢も話すということで感動いたしました。これも、対象年齢は小学生高学年からわかるんじゃないかなと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。

○西尾委員 二つ目の『海を駆ける』。これも皆様と同様に、私も悩みました。海の化身のような存在である主人公は、恵みもあるけれども、恐ろしい面もある。その恐ろしさを象徴するシーンだと思うんですけども、具体的には説明していないので、青少年が見にいただけでは分からないかな、と思いました。高校生だったら理解できるかな、とよく考えたんですけども、やはり非該当でお願いします。

最後の『羊と鋼の森』は、ストーリーとしてもおもしろかったです。調律師という職人の世界を通じて、非常に青年の成長劇がすごく感動をもって伝わってくると思いました。全編を通じて、人への優しいまなざしがあると思いました。これにつきましては、対象は中学生

でいいのかな、と思います。こういった職業とか仕事ってすばらしいんだよというところは、中学生のころから知っていてほしいなという意味もありまして、中学生でいいのかなと思います。推奨をお願いします。

○会長 ありがとうございます。

では、E委員、お願いいたします。

○E委員 まず、最初の『子どもが教えてくれたこと』については、推奨に賛成です。対象年齢は、事務局案のとおりでいいと思います。難病を患っている子供たちの姿は、私も見ていて、痛々しい感じがして、小学生の子供に見せるのは辛いかなという気がしています。そんなところから、中学生以上でいいのかなと思います。

2点目の『海を駆ける』は、推奨に反対です。いろいろ考えさせられる映画ではありますが、観ていて、わかりづらいというところがあります。歴史的背景をよく理解していれば、自然の脅威を描いている、と分かることもありますが、青少年が見るには難し過ぎるのかなと思います。青少年の健全育成という観点から、対象外と判断いたしました。

三つ目の『羊と鋼の森』については、推奨に賛成です。年齢も高校生以上でいいと思います。職業としての調律師という選択肢を考えた場合、高校生以上でいいと思います。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。

F委員、いかがでしょうか。

○F委員 まず、1作品目のほうは、本当に幼い子供が病気に立ち向かう映画で、感心させられっ放しでした。これはもう推奨はもちろん、対象も小学生からでいいと思います。実際に出ている子供たちが低学年、幼稚園の子供を考えますと、吹きかえがあるのであれば、小学校の低学年でもいいのではないかなと思うぐらいでした。

2作目の『海を駆ける』。これは、日本も受けた津波被害を、日本以上に受けたインドネシアの話ではありますが、その被害に遭った人たちの気持ちなどの描写が難解で分かりづらかったです。感想としてですが、実際に津波で被害に遭った福島などの地域の親族の子供や親の気持ちになったときに、海の精の一言では片づけづらいという気持ちがあるので参りました。推奨には反対です。

三つ目の作品については、成長時期の子供にはぜひ観てもらいたいと思いました。吹奏楽で頑張っている中学生もいますので、中学生にも僕は観てもらいたいなと思いました。はい、

推奨でお願いしたいです。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

では、A委員、お願いします。

○A委員 『子どもが教えてくれたこと』については、本当に今、皆さんが言っていましたように、まさに病気になった子供が人生について教えてくれる、大人に教えてくれることが、多々あります。非常にいいドキュメンタリーだと思いました。出ている子供たちも小学生以下の子供も出ていますので、十分に自分たちと同じ、近い年代の子供たちの考えを聞く、ことを知るという意味でも、小学校高学年からは十分対象に該当するのではないかなと思います。

『海を駆ける』のほうは、いい映画だと思います。やはり映像的にも非常にきれい、美しい映画だと思いました。しかし、やはりこれは難しいというか、インドネシアという国の歴史だとか、宗教だとか、そういうものを理解した上でないと、なかなか難しい部分があり、そういった背景を知らずに観に行ったときに誰でも観て理解できる映画ではないかなと思いました。いい作品だと思いますけれども、あえて、その青少年向けに推薦しなくてもいいかなというふうに私は思いました。

『羊と鋼の森』のほうについては、拝見できませんでしたので、判断はおまかせします。

○会長 はい、ありがとうございます。

J委員、いかがでしょうか。

○J委員 『子どもが教えてくれたこと』は、私も観させていただいて、同じぐらいの年のお子さんからすると、恐らく、ふだん接しないようなお子さんたちの姿であったりとか、どういう思いでその病気と向き合っておられるかというところを理解するに、すごく役立つ作品かなというふうに思っていて、これは推奨でお願いします。対象区分は小学校高学年からという事務局の案でいいと思っております。

2本目の『海を駆ける』。皆さんと本当に同じで、非常に抽象的で文学的な映画なのかなと思いました。さまざまな背景を周知してから観ていただくと、また違うのかもしれないんですけども、そこまで青少年相手にできるのかなというところも含めて、自分は、広く青少年には推奨しないほうがいいかなというふうに思っております。

3本目なのですが、これは音楽というのが映画の中で非常に大きな要素だと思って

おりまして、やはり小説や図書では表現ができないものでした。小さな子供たちが、今、本物のオーケストラだつたりに触れられる場所というのが非常に、地域の中でも少なく、例えば小さいときから、消防士さんの姿を見ることとかはあるんですけども、オーケストラに触れ合える場所が、じゃああるかという、なかなかない中で、これも、映画を例えば観ることによって、すごくその、今まで見たことのない世界といいますか、脳内のこの音の世界というのに触れられるすばらしい映画だなというふうに思いました。自分はこれは、できれば小学校低学年から見せていただいてもいいんじゃないかなと思うぐらい、自分は推奨したい映画でした。

○会長 はい、ありがとうございました。

副島委員、いかがでしょうか。

○副島委員 『子どもが教えてくれたこと』については、非常にいい映画だと思いました。子供たちの病気に対する捉え方と申しますか、大人が子供から学ぶ、という点は日本にはない映画だ、と感じ、本当に文化の違いのようなものを感じました。子供の権利条約は、日本は批准していますけれども、こういった状況についても、子供が知る権利といいますか、知って、病気を親子で闘う中で、子供が理解をしていくことが大事だと感じました。これは推奨ということでしたいと思います。それで、小学校の低学年から観ても大丈夫と私は思います。

それから、『海を駆ける』につきましては、今までの皆さんのご意見もありますが、自然に対する畏敬の念だとか、不条理だとか、そういったものを考えさせられるものです。これを青少年の思考力だとか批判力を、養うということであり、推奨してもいいと思いました。これについての推奨は中学校からでと思います。

3番目の『羊と鋼の森』については、これは推奨ということで、中学生からでと思います。羊と鋼という別の物質がそれぞれ役割があることに例えて自分の世界を追求していく主人公の姿を通して理解できるため、推奨ということでお願いします。

以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございました。

鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 まず、『子どもが教えてくれたこと』ということですが、ドキュメンタリー映画を通して、病気への理解を深めたり、また他者理解、また自己理解にもつながるものかなというふうに思いますので、推薦基準にあるように、人を慈しみ、大切にすることを育て

るもの、これは十分期待できるのではないかなというふうに考えますので、推奨でいいかと思えます。推奨基準、対象区分とも、事務局案に賛成でございます。

2本目の『海を駆ける』。私も正直、試写させていただいたとき、どういう意味で推薦するんだらうというように悩みましたが、今日、資料を見て4号の「青少年の美しいものに対する感性を磨き、育てるものであること」で推奨するんだということで、私は納得できました。推薦基準、対象区分も事務局案に賛成でございます。

3本目でございますが、こちらも、ストーリーを通して人生観とか職業観みたいなものを子供たちが気づいたり再確認したりすることができるのではないかなというふうに考えたので、こちらも推奨と。推奨基準、それから対象区分も事務局案に賛成でございます。

以上でございます。

○会長 『海を駆ける』については、この四号に該当するのではないかと改めて思われたわけなのですね。

○鈴木委員 そうですね。私自身は納得できました。

○会長 はい、ありがとうございました。

D委員、いかがでしょうか。

○D委員 まず、『子どもが教えてくれたこと』は、これは、日本ではほとんど考えられないぐらい子供に病気、病名とか病状を教えるんですよね。それを子供自身がしゃべることによって、お互いが交流するなんていうことは、ちょっと日本では考えにくい。フランス映画で2人も自分の子供を亡くしている監督がつくった、このドキュメンタリーの意味というのが、命の重みや、この子供たちの明るさの裏に隠された途方もない重病の重さみたいなものを感じました。どこまで感じとれるかはわかりませんが、小学校高学年以上の方には、一度観たらいいんじゃないかと思えます。

○会長 はい。

○D委員 『海を駆ける』ですけど、これは、監督みずからが、このご覧になった後でみんな意見をお互いに交わして欲しいというスタイルですし、人生の不条理や人生をいとおしいものだ、ということをおっしゃっているものだと思います。

これを観ますと、このバンダ・アチェに大津波が来たときは、日本の東日本大地震の大津波をはるかに多い人数が亡くなっているんです。こういう場所を選ぶことによって、監督は何を言おうとしたんだらうというようなところを、歴史を学ぶきっかけとか、自然を知るき

っかけになればいいかなという気がします。そういう目で見ますと、問題提起作品としてはいいかなというような気がしまして、推奨だと考えます。

それから、3番目の『羊と鋼の森』というのは、やっぱり人生こういう不器用な男の子が、自分で自分の生きる道を探るという意味において、音楽に出会うんですけども、この自己発見の旅というのが、こういう形で来るんだというようなことをここから学べるとすれば、ちょうどこれからどう生きようかと考える人にはいい作品だと思います。

○会長 『羊と鋼の森』は、対象年齢はいかがですか。高校生からでよろしいですか。

○D委員 これはね、中学生でいいと思います。この申し出は高校生ですけどもね、中学生でいいんじゃないかと思います。

○会長 ありがとうございます。

K委員、いかがでしょうか。

○K委員 まず、1番の『子どもが教えてくれたこと』。これは、難病の試練を背負って、子供たちはすごくポジティブに、明るく頑張っていこうというものですよね。子供たちが、こういう彼らを遠ざけるのではなくて、生き方を学んで、どう彼らと生活をともにできるかという、この子供たちは小さな哲学者だというふうにパンフレットに書いてありましたけど、とってもいい言葉をそれぞれが発しているんです。死んだらもう病気じゃないとかね、すごくポジティブで、本当にこの言葉に、観る者に感動を与えてくれます。この子供たちは今、この瞬間を生きることの大切さを改めて教えてくれたということで、私は推奨でお願いいたします。

○会長 対象も、小学生高学年でよろしいですか。

○K委員 はい、小学生の高学年でいいと思います。

○会長 はい。

○K委員 『海を駆ける』はなんですけれども、歴史的に共通している戦争や津波の被災体験を背景に、災害復興のために親子で奔走しているということも描かれている映画で良いと思うんです。しかし、正体不明の謎の男の存在をどう理解すればよいか難しかったです。ファンタジー要素もありますが、ファンタジーとして青少年がこれを観ると映画の訴えることは最後の場面も含めて理解できないのではないかと、思いました。推奨はできないなと思いました。

○会長 はい、わかりました。

○K委員 『羊と鋼の森』なんですけれども、やっぱり調律師という仕事に向かっていく、いろいろあったけど、もともと、あの子は、生まれたふるさとにすごくいい森のにおいを感じられる環境のいいところにいたんだということを感じ、成長していくわけなんですけれども、この映画を観て、こういうきっかけで、進むべきものに向き合うことの大切さを感じ取ることができる映画ではなかったかなと思います。すばらしいピアノの演奏をすごく聞かせていただくと思うので、すばらしかったと思います。はい、推奨でお願いいたします、対象年齢は、中学生以上でお願いします。

○会長 G委員、いかがでしょうか。

○G委員 第1作品、知的に成熟したフランスの子供たちが観るとよく理解できるんですけど、私は、日本の小学生・中学生には難しいと思います。高校生にご覧いただければいいと私は考えます。

○会長 推奨だけ高校生ということですね。

○G委員 そういうことですね。

○会長 はい。

○G委員 2作目は、とても印象に残る、いい映画だと思います。しかし、東京都の名前で子供たちに推奨するということではないんだろうというふうに思いました。これは、私は推奨に反対をします。

○会長 なるほど。

○G委員 第3作品に関しましては、幾つも山があって、大変印象に残るいい映画だったと思います。私の中では、主人公が、自分の未熟な調律でピアノをだめにしてしまって、そこから再チャレンジしていくところが大変、そこが一番、私の中では感銘でしたが、幾つもクライマックスがあって、とてもいい映画だったと思いました。小学校高学年のお子さんからご覧いただければと思います。

○会長 はい、ありがとうございました。

古郷委員はいかがでしょう。

○古郷委員 1作目の『子どもが教えてくれたこと』につきましては、ドキュメンタリーですね。重い病気とハンディを抱えながらも、それを受け入れて、病と闘うということです。本当に感銘を受ける作品だったので、同じ年代の小学生高学年からを対象として推奨をお願いしたいと思います。

2 作目の『海を駆ける』につきましては、ファンタジックな内容ですが、ただ、抽象的なもので、よくわからないところがあります。推奨基準の美しいものに対する感性を磨き、育てるということになっていますが、そこまで理解することが青少年にできるかな、と感じました。どこまで内容を理解し、有益で影響があるかという面を考えても、推奨するには至らないというところであります。

3 点目の『羊と鋼の森』につきましては、ピアノの調律師を目指す青年が、ひたむきに努力して、周りの大人に助けられながら、自分の目標をしっかりと持つということですね。これは、ぜひ悩みの多い青少年に見ていただきたいということで、中学生以上の推奨でお願いしたいと思います。

○会長 はい、ありがとうございました。

森山委員、いかがでしょうか。

○森山委員 『子どもが教えてくれたこと』については、日々の生活というか生きていくことの大事というか、大切さというか、そこがちょっと感じまして、対象は中学生以上で推奨をお願いしたいと思います。

それから、『海を駆ける』のほうは、私も後から考えてみると、自然に対する畏敬の念だったんだなというのがわかったというところがあります。考えさせるという側面も考えて、高校生を対象に推奨というふうに思います。

それから、『羊と鋼の森』については、これ、主岐路というか、自分の生きる道を選んでいくことで、中学生ぐらいから観させてよろしいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。

C 委員いかがですか。

○C 委員 『子どもが教えてくれたこと』は、難病を抱える子供たちが懸命に生きる姿と、その子供たちに、また愛情を注ぐ親たちも非常によく描かれていて、小学校の高学年から、自分たちと同じぐらいの子供たちが頑張っている姿というのを観てもらおうということで、推薦でいいと思います。

『海を駆ける』は、いい映画だとは思いますが、しかし、親御さんが一緒に見たとしても、説明し切れない難しい話でした。きょう、皆さんのお話もいろんな説が出てきています。そういうことを考えると、積極的に私は推薦しないということではないんですが、保留という

ことで、よろしくお願ひいたします。

『羊と鋼の森』につきましては、職業に対する希望と苦悩をよく描いていて、その青年の成長の物語に加えて、ピアニストを目指す少女の成長物語でもあったというふうに思います。大変、映画としてもおもしろくできており、中学生以上に推奨でよろしいと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。

では、会長代理。

○会長代理 『子どもが教えてくれたこと』は、これは非常にいいドキュメンタリーだっと思います。ともすれば悲壮感のようなのを強調しがちな話なんですけれども、明るく前向きに、自然体で描かれていまして、私のように、まだ大きな病気をした経験もなく、怠惰にやり過ごしている者からすると、一瞬、一瞬ということの大切さというものを教えられまして、なるべく早く子供たちにも観ていただければと思います。小学生高学年からでもいいと思いますし、事務局の言うとおりに中学生からでも、まあいいと思いますが、吹きかえがあるのであれば、小学校高学年でもよろしいかなと思います。

それから、『海を駆ける』は非常に繊細で美しい映画でした。それから歴史的なこと、災害のこと、そういう取り上げている題材も深いものがありまして、そういう意味で優良映画と呼ぶのにやぶさかではないと感じました。しかし、あまねく学校に推薦を出すべきかどうかという、そういうジャンルとは違うのではないかなという印象を持ちました。主人公は僕の推測ですけれども、大きな恵みも、大きな災難ももたらす人知を超えた存在というものを暗示する存在かと思います。一種のメタファーというのか、そういうもので使っていると思うんですけれども、そういう、ちょっとシュールなテイストをまぜて、いろんな青春群像だとか、災害に対する、立ち向かう若者たちだとか、過去の日本とインドネシアの歴史とかを素直にきれいに描いてくれれば、もう全然文句はないと思いました。しかし、ちょっとシュールな部分が際立ち過ぎて、青少年にとってどこまで伝わるのか、というところがございます。不条理映画としてはおもしろく観れました。不思議な映画、美しい映画を観たという感じはありますが、難解過ぎて、青少年を対象にあまねく学校に推薦すべきかという、広い意味では優良映画ではあるが、推奨にはあたわずというふうにしたいと思います。

○会長 はい、わかりました。

○会長代理 それから、『羊と鋼の森』ですが、これは2回前の本屋大賞の受賞作で、原作のほうはピアニストを目指す姉妹が双子という設定でしたけれども、それ以外は非常に忠実に美

しく描いた映画で、観客の視線が集まるステージですね、世の中と言いかえてもいいと思うんですけども、必ずしも皆の注目が集まるステージ、世の中というものは、ステージに上がる人だけでつくっているわけではなくて、いろんなプロフェッショナルというものが世の中にあって、いろんなプロフェッショナルが支えているんだというのをよく教えてくれた映画だと思います。何か、中島みゆきさんの『地上の星』みたいな感じで、いろいろなところに、人知れずプロフェッショナルが世の中にいるんだというようなことを考えさせます。自分の人生を考え始める年代の若者が観ると、非常に考えるところがあると思ひまして、高校生でもいいんでしょうけれども、中学生ぐらいから、こういうことは考えつつ観るといいのかなと思ひまして、推奨対象は中学生からというふうにします。

○会長 はい、わかりました。

それでは、最後、私の番になりました。私も、『子どもが教えてくれたこと』は、今まで多くの方がおっしゃいましたが、推奨に賛成でございます。そして、対象区分については、確かに難病の内容が小学生高学年に理解できるかどうか、悩みますが、病気と闘っているその子供たち自体も幼いことを考えて、小学校高学年からということに賛成でございます。

それから、『海を駆ける』です。私も観終わってから、ボランティアの貴子の死や映画の最後の子供たちの死とラウという青年とのかかわりがよく理解できず、出版されたばかりの小説版「海を駆ける」を急いで読んでみました。そうしましたら、背景や登場人物がよく理解できて、もう一度あの映画を観てみたいという気持ちを強く抱きました。推奨に賛成の方がおっしゃったように、自然描写が非常に美しい映画で、多くのメッセージを発信して、もう一度観てみたいという気持ちを起こさせる、作品としては上質なものを持っている映画だと思ひました。

ただ、会長代理やほかの委員の方のご意見同様、これを青少年の健全育成の映画として推奨するかどうかということは、作品の上質さというものとはまた別のものと考えます。映画を通して青少年を健全育成するうえで有益かどうか、という意味では私も推奨には消極的な立場をとらせていただきたいと思います。

それから、『羊と鋼の森』ですが、これは先ほどの委員のご意見もございましたが、この調律を目指す青年も、またピアニストを目指す女性も、どちらの成長物語としても胸を打つものがあって、中学生からの推奨に賛成です。

では、まとめさせていただきたいと思ひますが、『子どもが教えてくれたこと』。これは、

満場一致で推薦とさせていただきます。対象区分でございますが、G委員が高校生からというご意見でございました。また、鈴木委員と森山委員、そしてE委員が中学生からではないかというご意見でございましたが、残りの委員の皆様が、皆、小学生からと、小学生高学年からというご意見でございますので、審議会としては、小学生高学年から推奨というふうに答申したいと思いますが、ご反対の方を含めて、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 次に、『羊と鋼の森』ですが、これもご覧いただけなかったA委員を除きまして、満場一致で推奨というふうになりました。対象区分は高校生からというご意見が3名の委員の方からございましたが、残りの方は小学生の高学年からという方が2名、残りの方は、いずれも中学生からということでございますので、事務局提案は高校生からということでございましたが、対象区分を中学生からとして、審議会として答申したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、『海を駆ける』でございますが、推奨に賛成された委員の方が5名おられましたが、保留が1名、残りの方は、非常に上質な映画ではあるけれども、青少年の健全育成としては推奨しないというご意見でした。このような答申になりそうですが、ここで、推奨に賛成をされた委員の方から、再度、推奨として推したいというご意見はございますか。推奨しないということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、ご異議がなければ、『海を駆ける』につきましては、審議会としては推奨しないという結論で答申をさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 はい、ありがとうございます。それでは事務局から他に何かありますか。

○青少年課長 それでは、調査・審議事項の資料 22 ページをご覧ください。

4月処理分の都民の申し出は、電話によるもの2件、メールのものが1件ということでございます。

都民の申し出の4月分は、電話によるものが2件というところでございますが、まず、1件目でございますけれども、こちら、少年向けの週刊漫画雑誌に性的な描写が多くなっているというものでございました。こちら、事務局において内容を確認しましたところ、性描写

は一応あったという形ではございますが、条例施行規則第 15 条で定める不健全図書の基準には該当しないところでございます。

そして 2 件目でございます。こちら、一般向けライトノベルとして発売されている書籍で、陵辱と性描写がイラストつきで掲載されているというものでございました。こちらも事務局において内容を確認しましたところ、性交場面等を多少記述しているというものではございますが、青少年の性的感情を著しく刺激するものとはまでは言えず、また、戦闘シーンや拷問に近い描写は多少あるが、甚だしく残虐性を助長するものとは言えないと考えているところでございます。また、挿し絵部分についても、性交場面を想像させるような描写はあるものの、分量はほんのわずかであることから、条例施行規則第 15 条で定める不健全図書の基準には該当しないと判断したところでございます。

次に、3 件目、メールで来たものでございますけれども、指定した不健全図書についてというところでございます。こちら、平成 29 年 10 月 13 日に告示しました条例第 8 条第 1 項 2 号を適用した、こちら新基準というものでございますけれども、こちら『ムーグコミックスピーチシリーズ 監禁された優等生姉妹』という図書の決定結果に対しまして、十分な審議が行われたとは考えられないため不服であり、反対ですという内容でございます。

具体的には、専門委員の発言の中に、16 歳から 18 歳の青少年と繰り返し発言しているが、18 歳は条例上青少年ではないので、これは間違いである。そして、また、店頭ではビニール袋がかかっているので立ち読みはできないが、買える。家に持って帰って、小さい子が見たらという視点で考えたという発言があったというところについては、こちらの主張されている方によると、条例の適用の範囲を超えて、行政が家庭内のことに言及するというのはおかしいのではないかという意見が出ていたというところでございます。で、こちらの専門委員の個人的な気持ちが、審査結果に反映することは決して許されないと思うので、この会の答申に不服があり、反対だという形で意見が出てきたというところでございます。

こちらの書籍の指定をどのような形で指定したかと申しますと、こちら新基準という、改正条例の新しい基準で指定したというところでございますので、こちら、専門委員に意見を聴き、より慎重な検討を行うことをしたものでございます。聴き取り結果の意見を添えまして、10 月 10 日開催の青少年健全育成審議会において、専門委員からは、条例第 8 条第 1 項 第 2 号に該当する図書類等の作品を創作した者が当該作品に表現した芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性等の趣旨について、専門的な立場から意見を聴き、こちらの審議会で議論

したというところでございます。

議会では「当該作品に表現した芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性等の趣旨を酌み取り、慎重に運用すること」と付帯決議が付されその点について専門委員に意見を聴いておりますが、都民の方のご指摘内容はその部分とは関連のないところでございます。したがって、専門委員の意見として瑕疵はないと考えられます。

かつ、その専門委員には議決権というものはございませんので、こちらの意見を、まさに審議会の委員の皆様にご審議いただきまして、こちら指定やむなしという答申をいただいたところでございますので、こちらの審議については、事務局としては問題はなかったと考えているところであり、こちら、ご意見として受理するという形にしたいと考えているところでございます。

○会長 説明ありがとうございました。

都民の申し出につきまして何か、ただいまの説明にご質問等はございますか、よろしゅうございますか。

それでは、ほかに事務局から何かございますか。

○青少年課長 こちらの審議会の運営につきまして、都民からメールにて要望がございましたので、ご報告をさせていただきます。

審議会の進め方、手順について改善が必要である、審議会の皆様のご意見をお聞かせくださいというものでございました。

具体的な中身は4点ほどでございまして、第一に傍聴人の人数制限の廃止ということをお求めしております。こちらにつきましては、会場の収容人員の関係もありまして、前回の審議会において16名に増員するというところにさせていただいたというところでございます。やはり、物理的な限界がございますので、人数制限を廃止することはできないというところではございますが、まずは、増員をしたということでご理解をいただきたいという形で考えているところでございます。

次に、2点目でございますが、審議中の傍聴の許可と、そして、3点目でございますけれども、議事録は、一言一句変わらず収録し、発言の趣旨が正しく伝わるようにしていただきたいというものでございます。

議事録に関しましては、その場で話したことには、言い間違いなども含まれるものですから、委員の皆様方に確認していただきながら作成しているところでございます。

また、議事録の公開を含め、こちらの審議中の傍聴許可であります。その運用のあり方については、期の初め、今回でございますと平成 28 年 10 月になりますが、審議部分を非公開にすることと、行政関係職員以外の方の名前等をアルファベット表記にすることなどについてご審議をいただいております。その際に、東京都情報公開条例が非開示事項として定める、「審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当することというふう考えられることから、審議については、非公開にするということを決めております。

こちらにつきましては、都民のご意見としてはあったところではございますけれども、この審議結果を尊重しながら、運営をしていくことを考えているところでございます。

最後に 4 点目でございますが、議事録を早目に公開してほしいというご要望でございます。こちらにつきましては、皆様方の発言のご趣旨が反映されているかどうかの確認でありますとか、単純に起こすのに時間がかかるという状況ではございます。要望の中では、指定となった不健全図書と同時公開してほしいという形で書いてはございましたが、その時期までに間に合わせるということは物理的に難しいということでございます。ただ、情報公開の重要性ということにつきましては事務局としても認識しておりますので、議事録につきましては、我々でできる限り早期に公開するように、努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○会長 ご報告ありがとうございました。

ただいま、課長がご説明になりましたことについて、この段階でご意見はございますでしょうか。

都民の方から調査審議事項を含めて傍聴可能とする、また、議事録をそのまま公開してほしい、というご意見ですが、今期の初め、28 年 10 月ですか、そのときの審議結果を尊重しながら、今後も運用していくというご説明でございました。

○青少年課長 はい、そのとおりでございます。

○会長 この段階でご意見等、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 よろしゅうございますか。

それでは、事務局から、引き続き連絡事項をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、次回審議会に諮問予定の映画が3本ございます。本日、机上に試写の案内を配付しております。

まず、作品名は『アーリーマン』でございます。1回目の試写会が5月23日、午後0時30分から、2回目の試写会が5月29日、午後3時からでございます。試写会場は、港区六本木にありますキノフィルムズ試写室でございます。いずれも都合がつかない場合は、DVDでの視聴も可能でございます。

続きましては、作品名は『皇帝ペンギン ただいま』でございます。1回目の試写会は5月25日、午後1時から、2回目の試写会が6月5日、午後3時30分からでございます。試写会場は、渋谷にありますショウゲート試写室でございます。いずれも都合がつかない場合は、DVDでの視聴も可能でございます。

また、既に先日、郵送してご案内した『奇跡の子どもたち』でございます。こちらは5月21日、午後2時から。そして、試写会場は、豊島区巢鴨にありますシネマハウス大塚で行われます。既に出席の連絡はいただいておりますが、DVDを希望された方には、本日お渡しいたしますので、よろしくお願ひいたします。

大変お忙しいときに恐縮ではございますが、審査のほうをよろしくお願ひいたします。

○会長 はい、ご説明ありがとうございました。

何かご質問等ございますか。

映画の本数が多くて、本当に委員の皆様には大変だと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

ほかに、事務局より連絡事項はございますか。

○青少年課長 特にございません。

○会長 それでは、以上で、調査・審議事項は終了となります。

傍聴人の方が再入室されますので、図書名のわかる資料はしまってくださいようお願ひいたします。

(傍聴者再入場)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局からご説明をお願いいたします。

○青少年課長 まず、本日の審議でございますが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指

定することが適当であるという答申となりました。また、映画『子どもが教えてくれたこと』、『羊と鋼の森』につきましては、推奨することが適当であるという答申をいただきました。不健全図書のご告知予定日は、平成30年5月18日、金曜日。推奨映画の公告予定日は、平成30年5月22日、火曜日。プレス発表は、不健全図書類のご告知日前日の平成30年5月17日、木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。次回は6月11日、月曜日の15時30分からとなります。よろしくお願ひいたします。

○会長 ご説明をありがとうございました。

では、ご質問等ございましたら、お願ひをいたします。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日は、これで終了させていただきます。

お疲れさまでございました。

午後5時56分閉会